長期療養を必要とする疾病にかかった者等の定期接種に関する特例措置について

やむを得ない特別な事情で、定期接種の定められた年齢内に予防接種を受けることができなかった方が、当該の特別な事情がなくなった日から起算して2年（高齢者の肺炎球菌については1年）を経過するまでの間、その予防接種を定期接種とするものです。（ロタウイルス感染症及びインフルエンザを除く定期接種）

接種の可否は、理由書および当該者の接種歴等により、市町村が総合的に判断します。必ずしも定期接種として実施できるとは限りません。

〇長期療養を必要とする疾病にかかった者等の定期接種にかかわる接種までの流れ

① 被接種者または保護者が米沢市健康課から「医療機関で長期療養を必要とする疾病にかかった者等の定期接種に関する特例措置対象者該当理由書（以下、理由書）」を取り寄せ、医療機関に提出します。

② 「理由書」は病状を知る医師が記入します。情報提供同意のための保護者署名欄があるので保護者にも記入してもらう必要があります。

③ 「理由書」を被接種者または保護者が米沢市健康課に提出します。

④ 米沢市で定期接種として接種可と判断された場合に、専用の予診票（「長期療養特例措置対象者」の赤いハンコがある）を被接種者または保護者に送付します。

⑤ 専用の予診票を使用し、接種を行う。

※米沢市で定期接種として接種不可と判断された場合は、定期接種として実施できません。

理由書は、被接種者または保護者から健康課に提出いただきたいのですが、理由書の最下部に保護者自署を記載していれば（情報提供の同意があれば）、医療機関から米沢市健康課に送付いただくことも可能とします。

1 特別な事情

（A）長期にわたり療養を必要とする疾病にかかったこと

① 重症複合免疫不全症、無ガンマグロブリン血症その他免疫の機能に支障を生じさせる重篤な疾病

② 白血病、再生不良性貧血、重症筋無力症、若年性関節リウマチ、全身性エリテマトーデス、潰瘍性大腸炎、ネフローゼ症候群その他免疫の機能を抑制する治療を必要とする重篤な疾病

③ 1または2の疾病に準ずると認められるもの

※疾病の例は、別表を参照のこと。ただし、別表に掲げる疾病にかかったことのある者又はかかっている者が一律に予防接種不適当者であるということを意味するものではなく、あくまで予診を行う医師の診断のもと行われる。

（B）臓器の移植を受けた後、免疫の機能を抑制する治療を受けたこと（やむを得ず定期の予防接種を受けることができなかった場合に限る）

（C）医学的知見に基づき（A）または（B）に準ずると認められるもの

（D）災害、ワクチンの大幅な供給不足その他これに類する事由が発生したこと（やむを得ず定期の予防接種を受けることができなかった場合に限る）

2 対象期間の特例

（1）ジフテリア、百日せき、急性灰白髄炎及び破傷風（五種混合・四種混合）については15歳になる前日まで

（2）BCGは4歳になる前日まで

（3）Hib感染症は10歳になる前日まで

（4）小児の肺炎球菌感染症は6歳になる前日まで

3　厚生労働省への報告

米沢市から被接種者の接種時の年齢、当該者がかかっていた疾病名等特別な事情の内容、予防接種を行った疾病、接種回数等を米沢市健康課から厚生労働省へ後日報告します。

米沢市健康課
〒992-0059　米沢市西大通1丁目5-60
TEL0238-24-8181（代表）